



令和8年度 就学援助制度のお知らせ

The news of the educational expenses support system



小金井市教育委員会

小金井市では、本市にお住まいで、市立及び国公立小・中学校に通学し、一定の要件を満たす世帯に、就学に必要な費用（学用品費など）の一部を援助する制度があります。援助を希望される方は申請してください。
昨年度認定された世帯も、改めて今年度申請が必要です。

◆ 就学援助を受給するためには、右側の要件に該当する必要があります

就学相談を受け、特別支援学校に入学するのが相当である程度の障害（学校教育法施行令第22条の3に該当する障害の程度）をお持ちの児童・生徒の保護者に対し、通常の学級に就学していても生活保護基準の2.5倍未満（下表参照）の世帯収入であれば教育費の一部を援助いたします。

【 援助の内容（対象費目） 】

対象費目	学年	支給時期	支給額		支給対象	
			小学校	中学校	要保護 (生活保護受給世帯)	準要保護 (生活保護受給世帯以外)
学用品費 小学校（年額：11,630円） 中学校（年額：22,730円）	1年	7月	3,880	7,600	×	○
		12月	4,840	9,490	×	○
		3月	2,910	5,640	×	○
学用品・通学用品費 小学校（年額：13,900円） 中学校（年額：25,000円）	そのほかの 学年	7月	4,640	8,340	×	○
		12月	5,810	10,420	×	○
		3月	3,450	6,240	×	○
入学時学用品費	1年	進級前の3月 又は7月	57,060	63,000	×	○
卒業時諸経費	小6・中3	3月	9,460 (上限)	9,670 (上限)	×	○
校外活動費 (修学旅行、移動教室、林間学校等)	全学年	行事終了後 各学期ごと	実費	実費	○	○

- 1 実費の費目については、学校から徴収された費用を支給します。
- 2 年度途中から認定となった方は、認定となった月からの支給します（学用品費、通学用品費については月割額を支給します）。
- 3 入学時学用品費の支給は、入学前（1月までに認定）・入学後（4月認定）のいずれか1回のみ支給します。
- 4 就学援助認定となった方で、学校の健康診断で指示のあった学校保健安全法に定める疾病の治療に限り、市が自己負担分を医療機関に支払います。

【注意事項・必ずお読みください！】

- ◇ 申請書は世帯で一枚です。令和8年度より、**オンライン申請を開始**しますので、ぜひご利用ください。
- ◇ **申請期限後の申請については、申請された月からの援助となります。**
- ◇ 確定申告または税申告がお済みでない方は**至急申告を行ってください**。※被扶養者を除き、前年度無収入であっても申告が必要です。未申告の場合は審査及び認定後の支給が遅れますのでご注意ください。
- ◇ **郵送**にて申請される場合は、収受を確認するため、**必ずご連絡**ください。

【申請期限】 令和8年4月24日（金）午後5時必着

※郵送の場合も同じ申請期限となります。

※申請書類の不足や不備の
無いようご協力お願いいたします。

【申請方法】 学務課窓口（郵送可）・オンラインフォームにて申請のいずれか。

※オンラインフォームにて申請される場合は、右下にある二次元コードをご利用ください。

【窓口・郵送での申請先】 小金井市教育委員会 学務課窓口（〒184-8504 前原町3-41-15 市役所第二庁舎7階）
午前8時30分から午後5時まで（土・日・祝日・年末年始休業日除く）
電話（042）387-9874

<オンライン申請用二次元コード>

【認定結果】 6月下旬以降に順次、住民登録のある住所宛に郵送でお知らせします。
また、在籍先の学校長宛にも通知いたします。



【就学援助費の受給要件・申請に必要な書類】

就学援助費を受給する為には、以下の1～9のいずれか1つに該当する必要があります。
 該当する要件によって、申請に必要な添付書類が異なりますので、よくご確認ください。

	要件	提出が必要な添付書類				
1	前年度または当該年度において生活保護の停止・廃止を受けた世帯	不要				
2	市民税の非課税または減免を保護者全員が受けている世帯					
3	固定資産税又は個人事業税の減免を受けている世帯	個人事業税減免の場合のみ、 「減免決定通知書」				
4	国民年金掛金の減免を保護者全員が受けている世帯	「国民年金保険料免除・納付猶予申請承認通知書」 「国民年金保険料学生納付特例申請承認通知書」 「国民年金保険料免除理由該当通知書」				
5	国民健康保険税の減免または徴収猶予を保護者全員が受けている世帯	「国民健康保険税減免決定通知書」 「国民健康保険税徴収猶予決定通知書」				
6	児童扶養手当を受給している世帯（ひとり親世帯等） 注意！…「児童手当」「児童育成手当」ではありません	不要				
7	生活福祉資金の貸付を受けている世帯	「生活福祉資金」関係書類				
8	日雇労働被保険者手帳を所持している世帯	「日雇労働被保険者手帳」				
9	上記1～8には該当しないが、 令和7年中 の世帯の総収入額が生活保護基準の 2.5倍未満 の世帯 （基準額は世帯構成等により異なる。詳細は下記参照。） 注意！…確定申告または税申告がお済みでない場合は、必ず申告を済ませたうえで申請をしてください。	<table border="1"> <tr> <td>◇賃貸に関する書類</td> <td>◆賃貸住宅、公営住宅に居住する方 月額家賃のわかる最新の「賃貸借契約書」</td> </tr> <tr> <td>◇収入に関する書類</td> <td>◆令和8年1月2日以降に転入した方、又は別居中の家族（単身赴任等）が市外に居住している方 「令和8年度課税証明書」（前住所地で取得） ※働いている方全員分必要です ◆課税対象にならない収入がある方 令和7年分の金額がわかる書類 （例：遺族年金、傷病手当など）</td> </tr> </table>	◇賃貸に関する書類	◆賃貸住宅、公営住宅に居住する方 月額家賃のわかる最新の「賃貸借契約書」	◇収入に関する書類	◆令和8年1月2日以降に転入した方、又は別居中の家族（単身赴任等）が市外に居住している方 「令和8年度課税証明書」（前住所地で取得） ※働いている方全員分必要です ◆課税対象にならない収入がある方 令和7年分の金額がわかる書類 （例：遺族年金、傷病手当など）
◇賃貸に関する書類	◆賃貸住宅、公営住宅に居住する方 月額家賃のわかる最新の「賃貸借契約書」					
◇収入に関する書類	◆令和8年1月2日以降に転入した方、又は別居中の家族（単身赴任等）が市外に居住している方 「令和8年度課税証明書」（前住所地で取得） ※働いている方全員分必要です ◆課税対象にならない収入がある方 令和7年分の金額がわかる書類 （例：遺族年金、傷病手当など）					

※ 添付書類は写して構いません。

要件9の年間収入額基準について

下記の基準は目安です。年齢・人数・家賃の有無で基準額は異なります。令和7年中の収入が対象です。
 基準に該当するかどうか迷われる場合は、念のため申請しておくことをお勧めいたします。

世帯人数	家族構成の例	年間総収入（持家の場合）	年間総収入（賃貸の場合）
2人	親（32歳） 子（8歳）	約4,243千円以下	約5,081千円以下
3人	父（40歳） 母（35歳） 子（10歳）	約5,636千円以下	約6,473千円以下
4人	父（43歳） 母（39歳） 子（14歳） 子（11歳）	約6,844千円以下	約7,681千円以下
5人	父（40歳） 母（37歳） 子（13歳） 子（8歳） 子（5歳）	約7,406千円以下	約8,243千円以下

※世帯収入とは、家計を同じくする方（同居・別居を問いません）の収入額を合算した額です。

※上記世帯収入は、国の定める生活保護基準を基に算出しており、生活保護基準等の見直しなどにより、変更になることもございます。その場合、別途お知らせいたします。